

阿賀野市告示第161号

阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年11月2日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年阿賀野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通知」の次に「。以下「推進要綱」という。）」を加える。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 隊員の委嘱を受けた後において、直ちに本市に住民票を異動し、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 隊員の委嘱を受ける前において、別表左欄に掲げる転出地に住所を有し、かつ、当該住所に生活の本拠を置く者であって、隊員の委嘱を受けた後において、同表左欄の転出地の区分に応じ、右欄に定める転入地に住民票を異動する者

イ 本市以外の地方公共団体から推進要綱で定める地域おこし協力隊として委嘱を受け、2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域の地域おこし協力隊を解職された日から1年以内に委嘱を受ける者

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了したものであって、2年以上活動し、かつJETプログラムが終了した日から1年以内に委嘱を受ける者

エ 海外に在留し、住民基本台帳に登録されていない者

第9条第1項中「負担する」を「負担し、又は補助する」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

転出地	転入地
三大都市圏内の都市地域	本市の全域
三大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含む。）	本市の全域
指定都市（条件不利地域であるものを除く。）	本市の全域
三大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域（笹神地区）

三大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含む。）

本市の条件不利区域（笹神地区）

備考

- 1 三大都市とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、兵庫県、京都府、及び奈良県の区域をいう。
- 2 指定都市とは、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の区域をいう。
- 3 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美諸島群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。
- 4 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。
- 5 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 6 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、奄美諸島群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。

第1号様式中「㊟」及び「(注)阿賀野市地域おこし協力隊員名欄には、隊員が署名又は記名押印すること。」を削る。

第4号様式及び第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和3年11月2日から施行する。